

東洋大学 機械工学科同窓会規約

第1章 総 則

第1条 本会は「東洋大学機械工学科同窓会」と称し、本部を東洋大学理工学部川越キャンパス育成会室内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は東洋大学機械工学科の卒業生、教職員、在学生間の相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 第2条の目的を達成するために、本会は次の活動を行なう。

1. 会員相互の親睦、交流のための行事
2. 機関誌、会員名簿などの刊行物の発行
3. 内外諸団体との連携及びそれに関する行事
4. その他、目的達成に必要な活動

第3章 会 員

第4条 本会は次の会員で構成する。

1. 正会員 東洋大学機械工学科卒業生及び工学研究科機械工学専攻修了者
2. 学生会員 東洋大学機械工学科在学生
3. 特別会員 東洋大学機械工学科に専任教職員として在職中又は過去に在職した者、その他総会で推薦された者

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 3名
3. 総 務 12名以内
4. 監 査 2名
5. 顧 問 会長経験者、役員経験者で会長の指名する者

第6条 会長は本会を代表し、本会の業務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は副会長がこれを代行する。総務は本会の庶務、会計等の会務に従事する。監査は本会の会計を監査する。顧問は、幹事会の要請を受け助言することが出来る。

第7条 役員は同窓会総会において正会員の中より選出する。

第8条 役員は任期は2年とし再任を妨げない。顧問は、名誉役職として任期を設けない。

第5章 運営機関

第9条 本会は運営機関として幹事会を設置する。

第10条 幹事会は会長、副会長、総務及び卒業年度別幹事をもって構成し、本会運営に必要な事項について審議議決し、実行する。但し、議決事項は、次期総会において承認を得るものとする。

第11条 卒業年度別幹事は、年度毎に2名以内とし、その選任方法、任期は各卒業年度により自由とする。

第12条 幹事会は必要に応じて会長がこれを招集する。

第6章 総 会

第13条 総会は原則として4年に1回開催するものとし、次の事項を決議承認する。

1. 本会役員を選出
2. 幹事会での議決事項の承認
3. 本会での会計報告および事業報告
4. その他の必要事項

第7章 会 計

第14条 本会の会員は終身会費として5,000円を納入する。

第15条 本会は寄付金を受けることができる。

第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

附 則

1. 本規則の改正は幹事会が発議し、総会において出席者の過半数の承認を必要とする。
2. この会則は平成3年11月11日より実施する。
3. 改正 平成21年10月31日
4. 改正 平成22年6月26日
5. 改正 平成25年6月22日
6. 改正 平成26年6月21日

東洋大学工学部機械工学科同窓会細則

交通費等経費支給に関する細則

- 第1条 目的
本細則は東洋大学工学部機械工学科同窓会の役員等の活動において生ずる交通費等経費の支給について規定する。
- 第2条 支給内容
- (1) 交通費
役員等が行う同窓会の活動のために生ずる全ての交通費の実費を支給する。
但し、グリーン車は認めない。
航空機の使用については会長又は副会長の承認を得るものとする。
同窓会総会当日に実施される会合のための交通費は支給しない。
 - (2) 宿泊費
会長又は副会長が認めた範囲において実費を支給する。
 - (3) 日当
役員会、幹事会等への出席、並びに必要なに応じて出張のある場合は、1日に付き日当として1000円支給する。
支給は、議事録および出張報告書をもとに行われるものとする。

附則

本細則は平成17年9月23日より発効する。
改正 平成18年11月5日

慶弔費に関する細則

- 第1条 目的
本細則は東洋大学工学部機械工学科同窓会の運営にあたり、関係者の慶弔の取り扱いを規定するものである。
- 第2条 運営及び対象者
- (1) 同窓生又は機械工学科関係者が国家的名誉の賞を受賞した場合は祝金として2万円を贈る。
 - (2) 同窓会会長、副会長、総務、監査等役員がその任期中に死亡した場合は、同窓会名にて花輪又は生花を出す。
 - (3) 現役の工学部長および機械工学科専任教員が死亡した場合は、同窓会名にて花輪又は生花を出す。
 - (4) その他、同窓会事務局が運営上必要と判断し会長又は副会長の承認を受けた場合、1件につき3万円を超えない範囲で同窓会名にて出すことが出来る。
- 第3条 報告義務
慶弔費の出費については幹事会及び会報又は総会にて報告する。

附則

本細則は平成17年11月5日より発効する。

同期会支援に関する細則

第1条 目的

本細則は東洋大学工学部機械工学科同窓生の繋がりをより深め、同窓会の活性化を図ることを目的として同期会に支援するものである。

第2条 支援

東洋大学工学部機械工学科同窓生が同期全員を対象にした同期会を開催した場合、同期会幹事に対し1回につき2万円を支援費として支給する。

第3条 義務

支援費2万円を受給するに当たり、同期会幹事は、同窓会事務局に該当する同期会の最新の名簿および同期会たよりの原稿を電子媒体にて提出する。

第4条 制限

支援費2万円を受給した場合は、受給後3年間（受給の年含まず）は支援費の受給資格はないものとする。

附則

本細則は平成17年11月5日より発効する。